「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の違い

区分	指定緊急避難場所	指定避難所
定義	災害の危険から命を守るために 自主的に避難する場所	避難した住民等が災害の危険が無くなるまで一定期間滞在し、また災害により自宅に 戻れなくなった住民等を一時的に滞在させ る施設
指定基準	○常に開放(自主避難)できる場所 ○異常な現象毎に対して安全な場所 【異常な現象】 ・洪水 ・崖崩れ、土石流及び地滑り ・地震 ・大規模な火事 ・火山現象	○避難者を滞在させるための必要な規模、 構造又は設備を有する施設○想定される災害による影響が比較的少ない 場所にある施設○車両その他の運搬手段による輸送が比較的 容易な場所にある施設
開放要件	常に開放	○施設の安全性を確認し開放○受入体制が完了 (受付と誘導員の配置)
イメージ	【指定緊急避難場所のイメージ】 ** 指定緊急避難場所 ** 指定緊急避難場所 ** 対象とする災害の危険が及ばない、グラウンド・駐車場等	【指定避難所のイメージ】 指定避難所 指定避難所 学校・体育館等の公共施設